

独立行政法人名 (所管府省名)	緑資源機構 (農林水産省)
1. 根拠法令	独立行政法人緑資源機構法(平成14年12月4日法律第130号)
2. 資産額	14,265億円(平成18年3月31日現在)
3. 予算額	577億円(平成19年度)
4. 従事者数	役員数 8人(平成18年4月1日現在) 職員数 737人(平成18年4月1日現在)
5. 事務・事業の内容	<p>緑資源機構の各事業については、「特殊法人等整理合理化計画(平成13年12月19日閣議決定)」に基づき、合理化等の措置を講じながら、以下のような事業を実施しているところ。</p> <p>(1) 水源林造成事業 森林所有者自らによる造林が困難な奥地水源地域において、水源をかん養するため森林の造成を実施</p> <p>(2) 緑資源幹線林道事業 地理的条件が極めて悪く、豊富な森林資源の開発が十分に行われていない地域において、当該地域の林道網の基幹となる林道を整備</p> <p>(3) 特定中山間保全整備事業 中山間地域において、水源林造成と一体として農用地の保全・整備等を実施</p> <p>(4) 農用地総合整備事業 農業生産の基盤整備を急速に図ることが必要かつ効果的と認められる地域において、農用地及び土地改良施設の整備等を実施</p> <p>(5) 海外農業開発事業 海外における持続可能な農業農村開発に資する調査・技術開発等を実施</p>
6. 関係法人	財団法人森公弘済会(水源林造成事業及び緑資源幹線林道事業に係る調査及び測量の受託等を実施)
7. 民間開放の状況	<p>水源林造成事業においては、分収造林契約に基づく造林及び保育の実施並びに造林地及び造林木の管理は、森林組合をはじめとする民間事業者等において実施している。</p> <p>また、緑資源幹線林道事業、農用地総合整備事業、特定中山間保全整備事業においても、事業の実施に必要な業務である調査・測量・設計、開設工事を始めとする土木工事等について、民間事業者等を活用するなど、既に、ほとんどの業務について民間による実施が行われている。</p>
8. 当該事務・事業を廃止した場合の影響	<p>(1) 水源林造成事業</p> <p>① 奥地水源地域における無立木地、粗悪林相地等がそのまま放置されることとなり、水源かん養等の公益的機能の発揮に支障が生じる恐れがある。</p> <p>② 林業生産活動の停滞等により、就業機会が少ない山村地域における雇用に多大な影響が生じる。</p>

	<p>(2) 緑資源幹線林道事業 事業を途中で廃止した場合は、計画において予定している効果が発現できなくなり、これまでの投資が有効にならない。また、緑資源幹線林道を中心とした路網が整備されないこととなり、森林の整備・管理の効率化、木材輸送コストの低減に支障が生じる。</p> <p>(3) 特定中山間保全整備事業</p> <p>① 農林業の持続的な生産活動が困難となり、森林及び農用地の有する公益的機能の維持増進に支障が生じる恐れがある。</p> <p>② 事業を途中で廃止した場合は、計画において予定している効果が発現できなくなり、これまでの投資が有効にならない。また、都道府県及び市町村が取り組んでいる農林業の振興、農山村の振興に支障が生じるほか、受益農家林家の経営改善が期待できなくなり、不利益を及ぼす。</p> <p>(4) 農用地総合整備事業 事業を途中で廃止した場合は、計画において予定している効果が発現できなくなり、これまでの投資が有効にならない。また、都道府県及び市町村が取り組んでいる農業の振興、農村の振興に支障が生じるほか、受益農家の経営計画に影響する。</p> <p>(5) 海外農業開発事業 技術協力の基本となる技術・手法の開発・蓄積ができなくなり、当該分野の効率的・効果的な実施に支障が生じる。</p>															
<p>9. 更なる民間開放 についての見解</p>	<p>緑資源機構の行う各事業は、水源のかん養、国土の保全、地球温暖化の防止等の多面的機能を十全に発揮させるような森林の整備や農用地の整備等の公共事業であり、その効果は広く一般にひ益するとともに、水源林造成事業は奥地水源林等民間では整備が困難な箇所を事業地とし、緑資源幹線林道事業では受益者賦課金の強制徴収権を機構に付与するなど、民間での実施が困難な事業である。</p> <p>ただし、工事の施工等事業実行については、既に民間開放している。</p>															
<p>10. 個別質問事項</p>	<p>【水源林造成事業】</p> <p>(1) 水源林造成事業について、平成17年度の活動実績、今年度の予定について、詳しく教示願いたい。</p> <p style="text-align: right;">(単位 ; ha)</p> <table border="1" data-bbox="480 1733 1445 1883"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>新 植</th> <th>下 刈</th> <th>除 伐</th> <th>間 伐</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 17 年度実績</td> <td>4,498</td> <td>31,925</td> <td>7,549</td> <td>3,538</td> </tr> <tr> <td>平成 18 年度予定</td> <td>3,540</td> <td>34,671</td> <td>12,970</td> <td>3,300</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 分収造林の採択基準（地域や規模等）を教示願いたい。</p> <p>水源かん養保安林並びに水源かん養の目的を兼備する土砂流出防備</p>	年 度	新 植	下 刈	除 伐	間 伐	平成 17 年度実績	4,498	31,925	7,549	3,538	平成 18 年度予定	3,540	34,671	12,970	3,300
年 度	新 植	下 刈	除 伐	間 伐												
平成 17 年度実績	4,498	31,925	7,549	3,538												
平成 18 年度予定	3,540	34,671	12,970	3,300												

保安林若しくは土砂崩壊防備保安林及びそれぞれの保安林予定地のうち、無立木地、粗悪林相地等人工植栽により森林の造成を行う必要がある土地であって、一契約地当たり5ha以上あること。

- (3) 分収造林の採択プロセスを教示願いたい。併せて、採択において周辺林業事業者等の意見が反映されているかどうかについても教示願いたい。

地方公共団体、森林組合、民間事業体等の情報を基に、機構が採択基準に合致しているかの確認を行った上で、分収造林契約を締結している。なお、採択に当たっては、林野庁において事前評価を行っているところである。

- (4) 分収造林については、林業経営の自立を阻害する、モラルハザードを引き起こすとの指摘があるが、自立した林業経営者を育成する観点から、民間（林業事業者等）と機構の役割分担についての考え方を教示願いたい。

水源林造成事業は、国土の保全、水源のかん養を図るため、保安林に指定された奥地水源地域において、森林所有者自らによる森林造成が困難な無立木地、粗悪林相地等を対象に森林造成を行うものであり、森林所有者自らが実施可能な箇所では森林造成を行うものではなく、民間と機構とで役割分担がなされている。

- (5) 分収造林の伐採時期について、周辺地域の特性を考慮せず画一的に定めているとの指摘があるが、森林所有者との契約（期間・内容）がどのように行われているか教示願いたい。

分収造林契約において、契約期間や植栽樹種・本数等の森林施業の方法等については、地域における森林・林業の状況等を踏まえ、契約当事者間で協議をして決定している。

- (6) 水源林造成業務全般の民間委託の可否について、理由を含めて見解を示されたい。

水源林造成事業は、奥地水源林等民間では整備が困難な箇所を対象としており、公的に実施することが求められる事業である。

このため、実施に当たっては、分収林特別措置法に基づく分収造林契約を締結して、費用負担を整理するとともに、分割請求権の排除という民法上の特例も適用されているところである。

このような事業の公共性や契約の特性から、本事業の管理は公的主体により行うことが、契約の安定や契約後の森林の適正な管理を行う上で必要なものと考えている。

なお、造林及び保育の実施、造林地及び造林木の管理等民間でできるところは民間において実施しているところであり、これ以外の事務的作業についてもアウトソーシング化を進めることとしており、民間開放できるところは既にやっているという認識である。

【緑資源幹線林道事業】

(7) 緑資源幹線林道事業について、平成17年度の活動実績、今年度の予定について、詳しく教示願いたい。

年 度	実施路線数	実施区間数	事業量 (km)
平成17年度実績	28	50	25.0
平成18年度予定	27	48	24.9

(8) 完成林道について、利用状況など成果の検証がどのように行われているか、具体例を含めて教示願いたい。

緑資源幹線林道事業は32路線中、平成17年度末までに5路線が完成している。事後評価については、路線が完成した年度より5年経過後に行うこととしているため、現在のところは平成8年度に完成した東津野・城川線(愛媛県・高知県)のみが該当し、平成14年度に事後評価を実施済みである。

(9) 既着工区間の詳細を教示願いたい。既着工区間の見直しについて教示願いたい。

区間数：124区間(うちH17年度末時点の完成：74区間)

計画延長(H19,1,15現在)：1,845.9 km

実績延長(H17年度末現在)：1,287.7 km

なお、平成10年度より、既着工区間については、定期的に第三者を活用した事業評価システムにより評価を実施し、必要に応じ、計画を見直ししている(延長の短縮、幅員の縮小等)。

(10) 建設予定区間の詳細を教示願いたい。建設予定区間の見直しについて教示願いたい。

「特殊法人等整理合理化計画(平成13年12月19日閣議決定)」に基づき、建設予定区間について第三者委員会による今後の整備のあり

方の検討を実施し、平成 16 年 2 月に全ての建設予定区間(20 区間)を全面的に見直した。

これにより、建設予定の 20 区間のうち 7 区間については、当該区間の緑資源幹線林道の整備を取りやめ、残りの 13 区間全てについては幅員の縮小或いは線形の変更等の見直しを行った。

路線名	区間名	関係 道県	見直し前		見直し後	
			延長(km)	幅員(m)	延長(km)	幅員(m)
びらとり 平取・え りも	びらとり 平取	北海道	7.6	7	取りやめ	
	さまに 様似	北海道	14.4	7	14.4	5
おけと 置戸・ あかん 阿寒	置戸・陸別	北海道	29.1	7	21.4	5
いいで 飯豊・ ひのえまた 檜枝岐	西会津	福島	9.3	7	4.5	5
	昭和	福島	7.1	7	取りやめ	
よねざわ 米沢・ しもごう 下郷	会津若松・ 下郷	福島	13.5	5	取りやめ	
	下郷Ⅱ	福島	12.5	5	12.0	5
おおやま 大山・ ふくみつ 福光	大山Ⅱ	富山	9.8	7	9.8	5~7
	大山・大沢野	富山	12.9	7	12.5	5~7
朝日 ・大山	かみいち たてやま 上市・立山	富山	17.8	7	取りやめ	
せきがはら 関ヶ原・ はちまん 八幡	みやま いたどり 美山・板取	岐阜	24.3	5	19.4	5

わかま 若桜・ こうふ 江府	わかま ちづ 若桜・智頭	鳥取	25.8	5~7	15.5	5
はざ 波佐・ あふ 阿武	ひきみ みと 匹見・美都	島根	5.6	7	4.0	5
比和・新 庄	みどり 美土里	広島	4.0	7	取りやめ	
こうお 高尾・ おさか 小坂	しょうばら きんわ 庄原・三和	広島	29.2	7	19.0	5
大朝・鹿 野	よしわ 吉和	広島	2.3	7	取りやめ	
ひろみ 広見・ ささやま 篠山	鬼ヶ城・薬師 谷	愛媛	20.1	5	取りやめ	
	はちめんやま 八面山・ いなかくぼ 稲が窪	愛媛	9.8	5	7.4	5
しみず 清水・ ひがしつ の東津野	たのかわ こび 田ノ川・古尾	高知	9.5	7	9.5	5
	たいしょう ひがしつ の東津野	高知	19.8	5	19.8(線 形変更)	5
合 計			284.4		169.2	

注；計画延長は、計画変更後の数値(西会津区間は変更予定の数値)。

(11) 新規事業採択を行うか否かについて教示願いたい。

新規路線の事業採択は行う予定はない。

(12) 新規事業採択を行う場合は、採択基準及び採択プロセスを教示願いたい。また、採択において周辺林業事業者等の意見が反映されているかどうかについても教示願いたい。

新規路線の事業採択は行う予定はない。

【特定中山間保全整備事業】

(13) 特定中山間保全整備事業について、平成17年度の活動実績、今年度の予定について、詳しく教示願いたい。

^{あそおくにごう}
「阿蘇小国郷」において、平成17年度は森林整備 20ha、農用地整備 55ha、農業用排水施設整備 9km、農林道整備 2km 他を実施。平成18年度は、森林整備 5ha、農用地整備 24ha、農林道整備 7km 他を実施。

(14) 既着地区の詳細を教示願いたい。既着地区の見直しについて教示願いたい。

既着地区は1地区であり、その詳細は以下のとおり。

地区名等	受益面積	受益戸数	主な事業内容
^{あそおくにごう} 阿蘇小国郷 熊本県 南小国町他	5,797ha	2,163戸	森林整備 77ha 農用地整備 146ha 農林道整備 22km 農業用排水施設整備 21km 他

本事業は、事業実施中に定期的に第三者による外部評価を行う再評価システムや、社会経済情勢の変化等を踏まえ、事業の見直しが必要となった場合には、機構法に基づき事業実施計画の変更を行う仕組みがビルトインされている。

(15) 着工予定地区の詳細を教示願いたい。着工予定地区の見直しについて教示願いたい。

着工予定地区の詳細については、以下のとおり。

地区名等	受益面積	受益戸数	主な事業内容
^{おおちせいぶ} 邑智西部 島根県 浜田市他	3,165ha	3,579戸	森林整備 91ha 農用地整備 124ha 農林道整備 9km 農業用排水施設整備 24km 他

^{おおちせいぶ}
「邑智西部」は、平成19年度の着工に向け、現在、法手続きを実施

しているところである。着工後は、再評価や計画変更の仕組みに基づき、必要が生じれば、事業の見直しを行うことになる。

(16) 新規事業採択を行うか否かについて教示願いたい。

都道府県から事業実施の申し出があり、採択基準を満たしている地区であれば、新規採択を検討することになる。なお、採択にあたっては、第三者による外部評価を行っているところである。

(17) 新規事業採択を行う場合は、採択基準及び採択プロセスを教示願いたい。また、採択において周辺農業経営者等の意見が反映されているかどうかについても教示願いたい。

採択は、条件が厳しい地域で、広域かつ公益性の高い事業など、国が関与すべき事業に限定して行っている。具体的な採択基準は以下のとおり。

- ① 水源のかん養などの公益的機能の維持増進を早急に図る必要がある水源林造成事業の対象地域。
- ② 傾斜地が多いなど、農業の生産条件が不利な地域で要整備率が農用地の 1/2 以上、森林の 1/3 以上の地域
- ③ 農林業の持続的な生産活動のために必要な整備の受益面積がおおむね 1,000ha 以上。

(採択プロセス)

本事業は、農林水産省が対象地域の調査を実施し、その調査結果を受けて関係都道府県知事から事業実施の申し出がなされた場合に、緑資源機構が事業実施計画を策定し、事業参加資格者の同意徴集、都道府県知事・市町村長との協議等の法手続きを経て、農林水産省の事業認可のもとに事業着手する仕組みとなっている。

なお、農林水産省は、事業採択にあつて効率的・効果的な整備手法を検討するために、第三者による外部評価を実施するとともに、採択基準に照らした審査のうえ採択を行っている。

【農用地総合整備事業】

(18) 農用地総合整備事業について、平成17年度の活動実績、今年度の予定について、詳しく教示願いたい。

平成17年度は、以下の8地区において、農用地整備 140ha、農業用道路 15km を実施した。

地区名	都道府県、市町村
なおいりしょうない 直入庄内	大分県 竹田市他
せんしゅうとうぶ 泉州東部	大阪府 堺市他
みのとうぶ 美濃東部	岐阜県 恵那市他
なん たん 南 丹	京都府 南丹市他
くろしお 黒潮フルーツライン	和歌山県 みなべ町他
あわなんぶ 安房南部	千葉県 館山市他
しもへいきた 下閉伊北	岩手県 岩泉町他
こおり やま 郡 山	福島県 郡山市他

平成18年度は、平成17年度に事業完了した「直入庄内」を除く7地区において、農用地整備78ha、農業用道路17km他を実施した。

(19) 既着地区の詳細を教示願いたい。既着地区の見直しについて教示願いたい。

既着地区の詳細については、以下のとおりである。

地区数	受益面積	受益戸数	主な事業内容
7地区	31,090ha	45,346戸	農用地整備1,098ha 農業用道路整備117Km 他

既着地区の見直しについては、特定中山間保全整備事業と同様に着工後に定期的に再評価する仕組みを導入しているほか、事業の見直しが必要となった場合には、事業実施計画の変更を行っており、これまで「^{せんしゅうとうぶ}泉州東部」、「^{みのとうぶ}美濃東部」、「^{なんたん}南丹」、「^{くろしお}黒潮フルーツライン」で計画変更を行ってきた。

(20) 着工予定地区の詳細を教示願いたい。着工予定地区の見直しについて教示願いたい。

平成15年度の新規着工地区を最後に新規採択はしていない。また、今後新規着工する地区はない。

【海外農業開発事業】

(21) 海外農業開発事業について、平成17年度の活動実績、今年度の予定について、詳しく教示願いたい。

海外農業開発事業は、持続的な農業農村開発を通じた砂漠化防止対策等の地球環境保全や復興支援などの調査に重点化してきており、平成17年度及び平成18年度は、砂漠化防止環境保全対策、農地・土壌侵食防止対策、参加型農業農村復興支援対策などについて、現地において実証調査等を行いながら、技術・手法の開発、改良、普及を実施している。

(22) 実施中の事業の詳細を教示願いたい。実施中の事業の見直しについて教示願いたい。

実施中の調査は以下のとおり。

調 査 名	主な調査国
砂漠化防止等環境保全対策調査	エチオピア
農地・土壌侵食防止対策調査	パラグアイ
参加型農業農村復興支援対策調査	アフガニスタン
地域資源利活用農業農村開発基礎調査	ウズベキスタン
海外農業農村開発連携強化実証調査	インドネシア

この他、緑資源機構がこれまでに開発した技術を普及、展開する業務に限定して、国際協力機構、世界銀行等が委託する業務も実施している。

なお、海外農業開発事業を効率的・効果的に実施するために、機構独自で第三者による外部評価を実施している。

(23) 新規事業採択を行うか否かについて教示願いたい。

新規調査の実施については、海外における農業農村開発に資する調査・技術開発の必要性等に応じ、国内事業等で蓄積された技術を活用できるものに限って検討することになる。

(24) 新規事業採択を行う場合は、採択基準及び採択プロセスを教示願いたい。

新規調査の実施に当たっては、緑資源機構が調査計画書を作成し、農林水産省が内容を審査した後、調査に着手するものとなっている。

※「6. 関係法人」欄には特定関連会社、関連会社及び関連公益法人の名称、概要、取引の状況をご記入ください。